

工事(業務)費内訳書の提出について

建設政策課 技術管理室

1 工事(業務)費内訳書の提出

- (1) 電子入札を指定された場合、電子入札システムにより入札書を作成し電子化した工事(業務)費内訳書を添付して下さい。原則として郵送入札は認めません。工事(業務)費内訳書を添付しない者が入札した入札書、未記入など不備がある工事(業務)費内訳書を添付した者が入札した入札書は無効としますので、注意してください。
- (2) 郵送入札を指定された場合、受注希望型競争入札の対象となる建設工事(以下「工事」という。)においては、入札書とともに工事費内訳書を、建設・建築・補償コンサルタント及び地質調査、測量業務(以下「業務」という。)においては、入札書とともに業務費内訳書を郵送してください。
工事(業務)費内訳書を提出しない者が入札した入札書、未記入など不備がある工事(業務)費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効としますので、注意してください。
- (3) 再入札の場合、工事(業務)費内訳書の提出は不要です。ただし、落札候補者が決定した時に、落札候補者から入札参加資格要件審査書類と同時に持参または、郵送により提出して頂きます。

2 工事(業務)費内訳書の形式

次のいずれかの形式とします。

- (1) 設計図書等(いわゆる閲覧金抜設計書)のうち工事(業務)費内訳書に単価、金額を記載したもの
- (2) (1)と同等の項目が含まれる独自様式によるもの(原則として、「費目・工種・種別・細別・施工名称など」は閲覧金抜設計書の項目により作成してください。)
- (3) (1)(2)のいずれの場合にも、各内訳書には全葉と当該ページを記入してください。
(1/5、2/5……のようにページを記載)
- (4) 郵送入札の場合の工事(業務)費内訳書には、表紙(日付、発注者名、工事(業務)名、工事(業務)箇所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印)を添付(様式は問いません。)

3 工事(業務)費内訳書の確認

- (1) 発注機関において、入札参加資格要件審査対象者の工事(業務)費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書は無効とします。
- (2) 工事費内訳書の工事価格計と入札価格、業務内訳書の業務価格計と入札価格は一致しなければなりません。

4 確認結果への対応

(1) 工事(業務)費内訳書に不備があり、入札書を無効とする場合

ア 工事(業務)費内訳書が未記入の場合

イ 工種・種別・細別ごとに記載されていない場合(次の場合は無効(失格)とします。)

例:「道路土工費一式〇〇〇千円」 「諸経費一式〇〇〇千円」

「道路設計費一式〇〇〇千円」 「直接人件費一式〇〇〇千円」など

ウ 工種及び主要な種別が完全に欠落している場合

エ 入札価格(税抜き)と工事価格計、設計業務価格計(税抜き)が一致しないもの

オ 工事価格計、設計業務価格計を算出後、値引きにより入札価格と一致させているもの
なお、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は可とします。

例:「工事費内訳書金額:1,007,980円 入札書:1,000,000円」⇒【有効】

「工事費内訳書金額:1,007,980円 入札書:1,007,000円」⇒【有効】

「工事費内訳書金額:1,007,980円 入札書:1,007,900円」⇒【有効】

「工事費内訳書金額:1,007,980円 入札書:998,000円」⇒【無効(失格)】

(2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合(無効としない場合)

ア 工事(業務)費内訳書の表紙(郵送入札の場合)

(ア) 日付、発注者名、工事(業務)名、工事(業務)箇所、商号又は名称、住所、代表者名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの ⇒入札参加資格要件審査時に修正

(イ) 代表者印の押印漏れ⇒入札参加資格要件審査時に担当者の氏名を記入(郵送入札の場合)

イ 工事(業務)費内訳書の一部記載もれ

数量、単価等、全葉及び当該ページの一部の記載漏れ⇒入札参加資格要件審査時に修正欠落

ウ 工事(業務)費内訳書の一部計算誤り

数量、単価等、全葉及び当該ページの一部の計算誤り⇒入札参加資格要件審査時に修正

5 入札後の工事(業務)費内訳書の取扱い

(1) 発注機関が入札関係書類(公文書扱い)として保管し、公文書公開の対象となります。

(2) 低入札価格調査を行う場合、談合情報が寄せられた場合等、調査の必要が生じた場合には、提出された工事(業務)費内訳書の内容を詳細に確認するとともに、説明を求める場合があります。

6 その他

(1) 一度提出された工事(業務)費内訳書は、書替え(発注機関の指示による修正等を除く。)、引換え又は撤回ができません。

(2) 工事(業務)費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書等ではないため、直ちに契約変更の対象とはなりません。

(3) その他不明な事項につきましては、最寄りの発注機関にお問い合わせください。